

令和3年(ヨ)449号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立事件  
債権者 石地 優 外8名  
債務者 関西電力株式会社

## 準備書面(10)

2022(令和4)年7月4日

大阪地方裁判所第1民事部御中

債権者ら代理人弁護士 河合 弘 之

同 井戸 謙 一

ほか9名



債務者の主張書面(10)に対し、債権者は、取り急ぎ必要な反論を行う。

### 第1 内陸地殻内地震の震源が敷地に極めて近い場合に求められる考慮について

#### 1 債務者の主張

債務者は、本件原発の検討用地震が、いずれも「震源が敷地に極めて近い場合」として特別な考慮、検討が必要となるものではないと主張し、その根拠として、原子力規制委員会の第53回技術情報検討会において、内藤安全規制管理官が、山中伸介原子力規制委員の、極近傍に当たるのはどの程度の距離かという質問に対して、「大体、地表で1kmぐらい。あとは、断層の形状でサイトから逃げていくものとか、強震動発生する場所がどこなのかという形で、若干、地震動評価上の距離は離れているものがありますので、そちらのほうをチェックする必要はありますけれども、大体1kmぐらいになってくると当てはまってくるかについて検討の対象になっていくというふうに考えていただければと思います。」と回答したことを指摘している。(債務者主張書面(10)9~10頁)。

#### 2 債権者の反論

(1) 債務者が指摘したやり取りは、原子力規制委員が、原子力規制

庁の役人に対し、原子力規制委員会制定に係る「設置許可基準規則解釈」に定められた「震源に極めて近い場合」の解釈を教えてもらったという一幕である。原子力規制庁は、原子力規制委員会の事務局に過ぎない。このやり取りは、原子力規制委員会が原子力規制の意思も能力も持っていないことを図らずも露呈したというべきである。

- (2) 回答した内藤安全規制管理官は、原子力規制庁の役人であって、設置許可基準規則解釈中の文言を解釈する何らの権限を持っていない。
- (3) そもそも、「極めて近い場合」が「大体1 km」であるなどという解釈が過去に主張されたことを債権者代理人は寡聞にして知らない。債務者代理人も従前は「250 m」と主張していた（債務者主張書面(4)9頁)のだから、知らなかったのではないかと推測する。上記の第53回技術情報検討会は、令和4年5月26日に開催された（乙第259号証の1）。本件仮処分事件で、「極めて近い場合」の解釈が争点となった時期に、原子力規制庁の一役人が述べたことの意味は乏しい。かえって、この発言は、訴訟において経験式のばらつきに対する不考慮が問題となると、原子力規制委員会が基準地震動ガイドを改訂してばらつき条項自体を無くしてしまったように、原子力規制委員会、原子力規制庁による原発事業者に対するアシストではないかとの疑いすら抱かせる。
- (4) しかも、白木一丹生断層の露頭（震源断層面を延長し地表に達した線も含む。以下同じ。）の位置は本件原発敷地の東側約1 km付近である（本件申立書52頁、なお、債務者もこの事実は認めている。）。もし、原子力規制委員会の見解が上記内藤安全規制管理官の発言と同一であれば、原子力規制委員会は、白木一丹生断層について「震源が敷地に極めて近い場合」の特別考慮をしなかった債務者をして、せめて特別考慮の要否を検討させなければならなかったはずである。しかし、原子力規制委員会は、債務者に対し、その検討すら求めていない。
- (5) ちなみに、C断層は、露頭こそ本件原発の西側約3 kmに位置するが、東側に傾斜しているため、本件原発直下約4 kmに存在すると考えられている（本件申立書56頁、なお、債務者もこの事実は認めている。）。釜江教授が指摘したように、大切なのは地下の震源断層と敷地との距離なのである（債権者主張書面(4)17頁）。その観点からC断層を検討すれば、そもそも地震発生層が地下3～4

k m以下なのである（債務者主張書面(1) 87頁）から、直下4 k mにC断層の震源断層面があるということは、考えられる限り、敷地から最も直近に震源断層があるということになる（浦底断層のような敷地内活断層であっても、地震発生層は、地下3～4 k mより下部なのである。）。したがって、このC断層について、特別考慮をする必要がないという理屈は、どう考えても出てこないはずである。

## 第2 結語

以上のとおり、老朽化による過酷事故発生の危険性が大きくなっている本件原発において、その設置変更許可が、設置許可基準規則（解説）に違反してなされたものであること、少なくとも設置許可基準規則（解説）に適合しているという原子力規制委員会の判断に看過しがたい過誤欠落があることが明白になったのであるから、貴裁判所におかれては、速やかに本件原発の運転を差し止める旨の決定をされたい。

以上